【鳥獣輸入の識別措置について質疑応答】

第１６４回国会　環境委員会　第１０号
平成１８年５月８日（月曜日）
午後 13:00　開会

委員の異動
５月８日

辞任	補欠選任
大石　正光君	神本美恵子君

出席者は左のとおり。

委員長　福山　哲郎君
理　事
関口　昌一君
橋本　聖子君
岡崎トミ子君
鰐淵　洋子君
委　員
大野つや子君
西田　吉宏君
真鍋　賢二君
足立　信也君
神本美恵子君
小林　　元君
広野ただし君
草川　昭三君
市田　忠義君
荒井　広幸君
事務局側
常任委員会専門員　渋川　文隆君
参考人
島根県中山間地域研究センター

鳥獣対策グループ科長　金森　弘樹君
江戸川大学社会学部教授　吉田　正人君
兵庫県立大学自然・環境科学研究所生態研究部門助教授　坂田　宏志君
株式会社野生動物保護管理事務所代表取締役社長　羽澄　俊裕君

本日の会議に付した案件
〇鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

〇委員長（福山哲郎君）　ただいまから環境委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日、大石正光君が委員を辞任され、その補欠として神本美恵子君が選任されました。

〇委員長（福山哲郎君）　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、参考人から意見を聴取いたします。
本日は、本案の審査のため、参考人として島根県中山間地域研究センター鳥獣対策グループ科長金森弘樹君、江戸川大学社会学部教授吉田正人君、兵庫県立大学自然・環境科学研究所生態研究部門助教授坂田宏志君及び株式会社野生動物保護管理事務所代表取締役社長羽澄俊裕君の四名に御出席いただいております。

（以下、密対連活動に関係する所のみ抜粋）
〇岡崎トミ子君
鳥獣輸入の識別措置について伺いたいと思いますが、今回国内産と同じ種類で海外から輸入している鳥獣を対象に識別措置の対象にしようというふうに聞いておりますけれども、そのような鳥獣はどのぐらい、何種類ありますか。
〇政府参考人（南川秀樹君）　まず、私ども、今回の法改正で対象になりますのは、鳥で申しますと二十三種類、けだもので十種類、その中から選んでいきたいというふうに考えております。これはある程度日本に入ってくる数が多い、及び日本産の種類があるという

ことで、国内の違法捕獲につながる可能性があるというものがリストアップをされております。その中で、これ当然ながら、鳥ですと二十三種ございますので、オシドリ、ヤマドリ、ヒバリ等々ございます。その中から具体的に違法捕獲の多いもの、そういったものにねらいを定めてこれからは決めていきたいと考えております。

なお、残念ながら貿易統計を見ましても必ずしも正確に実は輸入の数は分かりません。ちょっと脱線して申し訳ないですが、昨日もアライグマの話ございましたけれども、アライグマでいえば何匹入ったか分かりませんで、あれもネコ目の中で犬とか猫とかアライグマとかクマとかまとめて何万頭という数字しかございませんので、いささかそういう点でははっきりしたこと分かりませんけれども、いずれにしても国内に入ってくる数が多いと思われて、なおかつ日本産の種があって違法捕獲の多いものというものからまず対象にしていきたいと思います。

〇岡崎トミ子君　そうすると、この改正でどのような種類の鳥獣を輸入規制の対象にするかということに関しては、今の御答弁でもうそれ以上のことは出ないという感じですか。やはり日本野鳥の会の調査、二〇〇〇年から二〇〇三年によりますと、日本産と同じ種類の鳥類で店頭で扱われている種類は百三十七種に及んで、これ以外にインターネットでのみ販売されているワシ、タカ、フクロウ類も聞いているというふうに思うんです。この種類は規制の対象にはなりますか。

〇政府参考人（南川秀樹君）　私ども、今当座考えていますのは、鳥でいいますと二十三種類でございます。その中で違法捕獲の心配が強いものというものから考えておりますので、あとそれ以外の種類については今後の課題としたいと。まずは違法捕獲が非常に心配されるものから順次やっていきたいというふうに考えます。

〇岡崎トミ子君　今具体的にお伺いしたんですけれども、ワシ、タカ、フクロウ類はどうですか。そして、今二十三種とおっしゃいましたけれども、本当に皆さんがお調べになったところ百三十七種ですから、随分開きがあるということを御認識いただきたいと思います。

〇政府参考人（南川秀樹君）　当座考えています中にはワシ、タカ、フクロウは入っておりません。それから、数が違うことについてはよく勉強したいと思います。

〇岡崎トミ子君　やっぱり日本産と同じ種類あるいは紛らわしい種類については漏れなく標識を付けて区別できるようにしていただきたいと思いますが、この点についてはいかがですか。

〇政府参考人（南川秀樹君）　これも一気になかなか全部というわけにまいりませんので、やはりこの種類につきましては、国内産と同種の鳥獣のうち、輸入鳥獣と偽って違法捕獲あるいは違法飼養を行う、いわゆるすり替えと言っていますけれども、そのおそれが高い種から選んでいきたいと思います。この広がりについては今後輸入実績等を踏まえた必要性をよく検討していきたいと思います。

〇岡崎トミ子君　質問は、漏れなく標識を付けるという、そういうことに関してお聞きし

たんですけれども。
○政府参考人（南川秀樹君）　ちょっと舌足らずだったかもしれませんが、いずれにしても今回その規制対象というふうになれば標識を付けるということで義務付けるわけでございます。
○岡崎トミ子君　どこで足輪を付けるかなんですね。規制対象とされる鳥獣を輸入した人は輸入後速やかに標識の交付を受けることになっている。これをなぜ直ちにというふうにしなかったのかお聞きしたいと思います。それこそ税関で標識を付ければ一番分かりやすいんですよね。その税関以降で、どこに行ったか分からない日本で、これ捕獲したんですよ、この野鳥を持ってこられて申請されてもこれ分からないのではないかと思います。税関のところで足輪を付けるというのが一番分かりやすい方法だと思いますけれども、その点についてはいかがですか。
○政府参考人（南川秀樹君）　税関が終わった段階で確認をして付けたいと思っております。
　速やかに、直ちに、若干ニュアンスは確かに違います。ただ、私どもとしましても、すり替えを防止したいということで制約を、時間的に早くやるという観点から制約を設ける必要があると考えましたので、速やかにといたしました。それも、輸入されてから通関後一日ないし二日ということを想定してこういった文言にしたわけでございます。
　直ちにとしますと、一瞬の遅れも許されないということで、いささか義務として過大になるんじゃないかということが心配もございました。そして、税関の手続が終わって一日二日程度であれば特に問題も生じないということで、これ法令関係の相談をいたしまして、最も適切な速やかにということでしたわけでございます。
　私ども、いずれにしてもすぐという意味でございますので、時間的に遅れてはいけないという意味の縛りはきっちりと設けたいと思っております。
○岡崎トミ子君　だんだん時間が少なくなってまいりましたので簡単明瞭にお願いしたいと思いますが、この鳥獣は規定に適合して輸入されたのか、あるいはそうでないのか、どこで確認しますか。
○政府参考人（南川秀樹君）　まず、二つ場合がございます。一つは、**輸出許可証を出している国がございますけれども、そこから出ています鳥獣につきましては証明書等の添付が義務付けられておりますので、税関で検査が行われて輸入されます。**
　それから、そういった制度を有していない国からも輸出があるわけでございますけれども、これにつきましては、その輸入手続の際に提出が必要とされている仕入れ書、あるいはまた航空貨物であればその証明書等の書類を税関で確認をいただくわけでございます。その**税関の手続が終わった段階の、終わった輸入許可証、税関が出す輸入許可証と、そこには輸出国が載っておりますし、またそれと私どもに申請がございます標識の申請書をすり合わせをして、原産国あるいは種名を確認して、その上で発行したいと思います。**
○岡崎トミ子君　しっかり取組をお願いいたします。